

売却仕様書

第1 総則

この仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）が売却する宮崎県防災救急ヘリコプターの機体及び装備品等一式（以下「売却物件」という。）について、必要な事項を定める。

第2 売却物件の品名及び数量

宮崎県防災救急ヘリコプター「あおぞら」

（登録記号：JA99MZ 型式：ベル式412EP型）

機体及び装備品等一式

第3 保管場所（引渡場所）

栃木県宇都宮市上横田町1418

第4 引渡し及び搬出

売却物件の所有権は、売買代金が納付されたときに移転することとし、引渡し及び搬出は所有権移転後の指定する日に保管場所において行う。

なお、売却物件は現況のままで引き渡し、下記第6の添付書類と現況が相違している場合は、現況が優先する。

第5 売却条件

- (1) 買受人（以下「乙」という。）は、売買代金納付後、航空法等に規定されている移転登録又は抹消登録所定の手続を行い、その結果が確認できる書類を甲に提出すること。また、移転登録又は抹消登録完了後、機体の識別版を外し、甲に返却すること。
- (2) 乙は、機体の移転登録及び電波法等に基づく免許申請を行い、乙名義の航空機登録証明書及び無線局免許状を受領するまでは航空機としての運用をしてはならない。ただし、日本国外での運航にあっては、当該国の法律等に準拠した場合はこの限りではない。
- (3) 売却物件の輸送は陸送により行うこと。また、輸送に要する一切の費用は乙の負担とする。
なお、下記(10)に記載する表示が見えないようにして輸送すること。
- (4) 売却物件の搬出に係る手続及び作業は、全て乙が実施すること。
- (5) 売却物件には放射性同位元素を含む非常口表示板が搭載されているため、乙は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく手続を行うこと。
- (6) 機体に搭載しているヘリテレ機上設備一式、消防救急デジタル無線機、動態管理システム一式は、引渡し前に甲が撤去するため、売却物件には含まれない。

- (7) 機体の保管及び防錆は、所有権の移転までは、甲が行うものとする。
- (8) 契約締結後の契約不適合責任は負わない。
- (9) 保管場所での改造・修理・解体等の作業は認めない。ただし、搬送に必要な機体の解体及び梱包に係る作業、(10)に掲げる機体の表示を削除する作業はこの限りでない。この場合、事前に甲と打合せの上実施すること。
- (10) 乙は、機体に表示（塗装）されている次の表示を全て削除し、本契約締結後、別途指定する期日までにその履行状況が確認できる書類を提出すること。
 - ア 「宮崎県」及び「宮崎県旗」
 - イ 愛称「あおぞら」
 - ウ 登録番号「JA99MZ」
- (11) 前各号に係る経費及びその他契約後に生じる経費については、乙の負担とする。
- (12) 機体等が存置されている格納庫への立入りに当たっては、甲に事前に連絡し、指示に従うこと。

第6 添付書類

- (1) 航空機登録証明書
- (2) 耐空証明書
- (3) 運用限界等指定書
- (4) 航空機現況表
- (5) 航空機経歴表
- (6) 耐空性改善通報実施状況表
- (7) 主要装備品履歴簿
- (8) 装備品・備品・書類一覧
- (9) 機体写真